

副 本

平成24年(ワ)第328号, 平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原告 北野 進 外124名

被告 北陸電力株式会社

令和7年2月3日

## 証 拠 説 明 書 (D号証)

金沢地方裁判所 民事部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

山 内 喜 明



同

江 口 正 夫



同

池 田 秀 雄



同

長 原 悟



同

八 木 宏



同

川 島 慶



上記事件について、被告は下記のとおり、被告提出の乙D号証の内容及び立証趣旨を明らかにする。

なお、略語は平成24年9月26日付け答弁書の例による。

## 記

### 乙D第62号証

証拠の標目	関西電力高浜発電所3, 4号機運転差止仮処分抗告審決定  (裁判所ウェブサイト <a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/742/086742_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/742/086742_hanrei.pdf</a> よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成29年3月28日
作成者	大阪高等裁判所第11民事部
立証趣旨	<p>本書証は、滋賀県等に居住する債権者らが、債務者関西電力に対し、高浜発電所3, 4号機において重大事故が発生すれば人格権が侵害される具体的危険があると主張して、運転の差止めを求めた事案における決定である。</p> <p>原審の天津地方裁判所平成28年3月9日決定において申立てが認容され、異議審の天津地方裁判所平成28年7月12日決定において原決定が認可されたことから、債務者が保全抗告したところ、大阪高等裁判所は、原決定を取消し、債権者らの申立てを却下した(確定)。</p>

	<p>本書証によって、「新規制基準が、深層防護の第1から第4層のレベルまでを規制の対象とし、第5層のレベルに当たる原子力災害対策を規制の対象としなかったことが不合理であるとはいえない。また、このような新規制基準の内容が、確立された国際的基準や原子炉等規制法の要求を満足させていない違法な基準であるとはいえない。」と判示されていること（準備書面(36)第3の1(2)ア(9, 10頁)：本書証339頁)を明らかにする。</p>
--	--

乙D第63号証

証拠の標目	<p>東北電力女川原子力発電所2号機運転差止訴訟控訴審判決</p> <p>(裁判所ウェブサイト  <a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/602/093602_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/602/093602_hanrei.pdf</a> よりダウンロード)</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和6年11月27日
作成者	仙台高等裁判所第3民事部
立証趣旨	<p>本書証は、宮城県石巻市に居住する控訴人らが、被控訴人東北電力に対し、宮城県及び石巻市が作成した避難計画に実効性がなく、女川原子力発電所2号機において重大事故が発生した場合に人格権が侵害される具体的危険があると主張して、運転の差止めを求めた事案における控訴審判決である（控訴棄却、確定。第一審は仙台地方裁判所令和5年5月24日判決・公刊物未登載）。</p> <p>本書証によって、「第5のレベルの防護に要求される防護の効果があげられないというためには、その判断をする前提として想定される放射性物質又は放射線の異常な放出の具体的態様を特定し、その態様に応じて、どのような内容の地域防災策が要求されるかを明らかにした上で、それが実現されない危険性を主張立証する必要がある」と判示されていること（準備書面(36)第3の1(2)イ(ウ)（11, 12頁）；本書証22,</p>

	23頁)を明らかにする。
--	--------------